

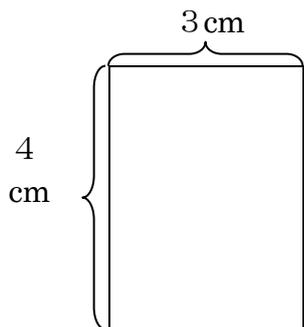
身体障害者手帳の再交付申請について

再交付申請に必要な書類

- 《破損》
1. 身体障害者（児）手帳再交付申請書
 2. 印鑑
 3. 写真
 4. 旧手帳
 5. 個人番号通知カードまたは個人番号カード
 6. 本人確認書類（免許証、住基カード、保険証等）
- 《紛失》
1. 身体障害者（児）手帳再交付申請書
 2. 印鑑
 3. 写真
 4. 個人番号通知カードまたは個人番号カード
 5. 本人確認書類（免許証、住基カード、保険証等）
- 《等級変更》
1. 身体障害者（児）手帳再交付申請書
 2. 印鑑
 3. 身体障害者診断書・意見書《様式第3号》（身体障害者指定医が記載したもの）
 4. 写真
 5. 旧手帳
 6. 個人番号通知カードまたは個人番号カード
 7. 本人確認書類（免許証、住基カード、保険証等）

◇ 写真について

枚数・・・・・・・・・・1枚



- 1 写真は、脱帽して上半身を写したもの
- 2 身体障害者手帳申請の時から1年以内に写したもの
- 3 カラープリンター等で印刷したもの及びポラロイド写真は、色あせ・表面の剥離等耐久性に問題があるので使用しないで下さい。（特別の事情があるときは、写真によって本人確認できるもの）

なお、写真は貼らずにお持ちください。

留意事項

- 1 身体障害者手帳の交付は、身体障害者福祉法に基づき交付されます。交付の級は、1級から6級となっております。（7級の診断書・意見書では、手帳の交付ができませんが、7級の診断書・意見書2枚で、6級に該当しますので交付申請できます。）

- 2 通常、交付までに要する期間は、約1ヶ月～2ヶ月です。
障害区分や等級決定のため、兵庫県社会福祉審議会に諮問されると4ヶ月以上の期間が必要となります。

お問い合わせ

たつの市福祉事務所（たつの市役所本庁）地域福祉課

TEL 0791-64-3204

新宮総合支所地域振興課

TEL 0791-75-0253

揖保川総合支所地域振興課

TEL 0791-72-2523

御津総合支所地域振興課

TEL 079-322-1451